パワーアライアンス税理士法人
Power Alliance Tax Accountant Office
News
編集発行人
パワーアライアンス税理士法人
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03(5365)4744㈹
FAX 03(5365)4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

1月 (睦月) JANUARY

1日・元日　13日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

ワンポイント 限定正社員（ジョブ型正社員）

職務と勤務地は限定するものの雇用期間は無期とする正社員のこと。配置転換や転勤の心配がない反面、業績悪化により勤務地の事業所が閉鎖された場合、解雇されやすくなるといった弊害も指摘されているため、政府では平成26年度に措置するスケジュールで限定正社員の雇用ルールの整備を検討しています。

1月の税務と労務

国　税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出　本年最初の給与支払日の前日
国　税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出　1月31日
国　税／源泉徴収票の交付、提出　1月31日
国　税／12月分源泉所得税の納付　1月10日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
国　税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　1月31日
国　税／5月決算法人の中間申告　1月31日
国　税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　1月31日
地方税／固定資産税の償却資産に関する申告　1月31日
地方税／給与支払報告書の提出　1月31日
労　務／労働保険料の納付（第3期分）　1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

仕事以外の理由でケガや病気になったとき

健康保険の被保険者が、仕事以外の理由でケガや病気（私傷病）になり、その療養のため就労することができず、会社から報酬が支払われないときは、傷病手当金が支給されます。

傷病手当金とはどういうものかについて解説します。

Q 傷病手当金の支給要件

私傷病の療養のため休業する場合の給付について教えてください。

A 被保険者が私傷病の療養のため就労することができず、会社から報酬が支払われないときには、その療養中の生計を保障する目的で傷病手当金が支給されます。

傷病手当金は次のすべての要件を満たしたときに、労務不能となった日から起算して四日目から支給されます。

① その私傷病の療養のためであること。

② 働くことができない状態にあること。ただし、出勤していない場合であっても会社から報酬が支払われるような場合は原則として給付は行われません。

③ 継続した三日間の待期期間を完成していること。

健康保険の場合、待期の三日間は継続していることが絶対要件ですので、たとえば月曜日、火曜日休業、水曜日出勤、木曜日休業、金曜日出勤などを繰り返していれば、傷病手当金は支給されません。ただし、三日間休業後二日出勤し、その翌日から休業（休日等を含む）した場合のように待期完成後は、休業した日から支給されます。

Q 労務不能の起算日

金曜日の仕事中に気分が悪くなり、その後一週間ほど欠勤している社員がいます。当社は土・日曜日は原則休みとなっています。この社員の待期はいつ完成しますか。

A 労務不能となった日の計算は暦日、起算日は労務不能となった日です。労務不能となったときが業務終了後である場合は翌日が起算日となります。したがって、この場合の起算日は金曜日、その後引き続き休業していますので待期完成日は日曜日になります。待期の三日間には、日曜日等休日が含まれていても休業していれば含めます。

Q 療養のためとは

要件の一つ「療養のため」のなかには、自費診療なども含まれるのですか。

A 療養のためであれば、自費診療や自宅での病後静養等も認められています。ただし、労災保険から給付される仕事中・通勤途中のケガや病気、美容整形などは健康保険の給付対象になりません。

なお、療養が必要と認められれば被保険者の資格取得前のものであっても、その私傷病の治療を健康保険で行うために被保険者の資格を取得したものでないことが明らかである場合は、認める取扱いになっています。

Q 待期にかかる有給休暇

待期は年次有給休暇を使っても完成するのですか。

A 傷病手当金は、労務に就かない第四日目から支給するとだけ規定されていて、待期三日間にかかる報酬支払いの有無は規定されていません。したがって、私傷病の療養のため労務不能であって、継続した三日間の待期を完成していれば支給要件を満たしたことになります。つまりこの三日間については年次有給休暇（以下、「年休」という）を使用しても完成することになります。ただし、待期完成後は、

短時間でも労務に就いて報酬が支払われれば原則として傷病手当金は支給されません。
なお、同一の傷病に関しては待期は一回で済みます。

Q 休業期間中報酬等の支払いがあるとき

私傷病の療養のため一カ月間休業（報酬は会社が全額支給）し、その後一カ月間年休を取得した場合、傷病手当金はいつから支給されるのですか。

A 休業していても報酬が全額支払われている期間は傷病手当金は支給されません。年休を取得した場合も同様に報酬が支払われているとみなされますので支給されません。その後休業した場合は、すでに待期は完成していますので、その日から傷病手当金が支給されます。

Q 一日数時間就労した場合

私傷病の治療のため、遠隔地の病院に通院している社員がいます。繁忙期でもあり治療が早く終わったときには短時間でも出勤して業務に就いて欲しいと思っています。一日三時間ぐらい就労してもらった場合、傷病手当金はどうなりますか。

A 傷病手当金は、たとえ一日のうち数時間でも働けば原則として支給されません。
その傷病自体は休業を要する程度でなくても、医療機関等が遠隔地であるなどの理由により事実上働けないような場合は傷病手当金は支給されますが、一日のうち数時間でも労務に就き、労務可能であるとみなされたときは、傷病手当金は支給されません。

Q 傷病手当金の支給額

傷病手当金の支給額を教えてください。

A 傷病手当金の額は、一年六カ月の期間内で支給要件を満たした日ごとに、標準報酬日額（標準報酬月額を三十で割った額）の三分の二相当額です。

Q 傷病手当金の支給期間

傷病手当金はいつまで支給されるのですか。

A 傷病手当金は、同一の私傷病及びこれが原因となって生じたケガや病気に関しては、支給開始日から起算して一年六カ月が限度です（一年六カ月分が支給されるわけではありません）。
なお、私傷病により欠勤したにもかかわらず就業規則等によって、その欠勤期間中でも会社から休職給等が支給される場合の支給開始日は、一部でも傷病手当金が支給される日となります。
たとえば、六カ月以内の欠勤については賃金の七割を、六カ月を超え一年までは五割を支給する等の定めをしている場合は、六カ月を超えた日から休職給等と傷病手当金の差額が傷病手当金として支給されます。
ちなみに、休職給等を支給されていた場合であって、健康保険の被保険者期間が一年以上ある社員が離職する場合は、すでに待期は完成していますので、その翌日から最長で一年六カ月間傷病手当金が支給されます。

Q 請求手続き

傷病手当金の請求手続きを教えてください。

A 「健康保険傷病手当金支給申請書」に必要事項を記入して、協会けんぽ都道府県支部または健康保険組合に請求します。
休業期間が長くなるような場合は、毎月一回請求した方が事務処理は簡単でしょう。
一回目の請求時には、賃金台帳と出勤簿のコピーを添付して、休業している間に報酬の支払いがないことを証明しなければなりません。賃金台帳、出勤簿がない役員が傷病手当金の申請をするときは、取締役会で「当該役員の病気欠勤期間中における報酬の支給は、現在まで支給せずまた将来も支給しない」旨を決議し、各役員が署名押印した議事録のコピーを添付する必要があります。
なお、外傷の場合は「負傷原因届」を、交通事故など第三者による傷病の場合は「第三者行為による傷病届」を添付します。

厚生年金保険の適用年齢

平成14年４月１日から厚生年金保険の適用年齢が５歳引き上げられ、適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の高齢者も被保険者となっています。

この５年間については保険料が徴収されますので、当然ながら年金額にも反映されます。具体的に年金額が変更されるのは、70歳になる前に退職した場合、70歳になった場合ともにその翌月からです。

この間については、次の点に留意するとよいでしょう。

① 老齢基礎年金の受給権が発生している人については、国民年金の第２号被保険者には該当しませんので、65歳以上70歳未満の厚生年金保険の被保険者が、その期間内に初診日があるケガや病気で障害等級に該当した場合には、障害厚生年金は支給されますが、障害基礎年金は支給されません。なお、障害年金と老齢年金は選択となります。

② 65歳以上70歳未満の厚生年金保険の被保険者に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合も、その配偶者は第３号被保険者には該当しませんので、その時点で配偶者は第３号被保険者の資格を失い、通常どおり60歳に達するまでの間は第１号被保険者として国民年金保険料を納付することになります。

ちなみに、平成19年４月１日以降、70歳以上の被用者について60歳台後半の在職老齢年金制度が適用される改正が行われ、その届出（事業主が「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」を提出）が必要となりました。

これは、70歳以上の被用者期間は被保険者期間ではないため、厚生年金保険料は徴収されませんので年金額計算の基礎にもなりませんが、年金額と報酬の合計額が一定額を超えたときに老齢厚生年金の全部または一部を支給停止とするために必要となる届出です。

出産費貸付制度

健康保険には、被保険者または被扶養者が出産に要する費用が必要である場合、出産育児一時金または家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という）が支給されるまでのつなぎの資金として、無利子で出産費用を貸し付ける「出産費貸付制度」があります。

対象者は、出産育児一時金等の支給が見込まれる出産予定日まで一カ月以内かまたは妊娠四カ月以上で、病院・産院等に一時的な支払いが必要な被保険者等です。貸付額は一万円を単位に、出産育児一時金等の八割相当額の範囲内で、被保険者が希望する額です。返済は、まず出産育児一時金等に充てられ、残額が支給申請書で指定した金融機関に振り込まれます。

申込みは、貸付申込書に一定の書類を添付して協会けんぽ各支部に行います。

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

ファースト・ステップ奨励金は、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的に、障害者雇用の経験がない中小企業（障害者雇用義務のある労働者50～300人の企業）が初めて障害者を雇用して、法定雇用率を達成する場合に助成されます。

本奨励金は①支給申請時に、前記の常用労働者数を雇用している事業主であること、②初めて身体・知的・精神障害者（以下「対象労働者」という）を雇い入れ、１人目雇入れの翌日から３カ月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること、③１人目の支給対象者の雇入れの日の前日までの過去３年間に、対象労働者について雇用実績がないこと等の要件を満たした事業主に、120万円が支給されます。

詳しくは都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。